

「特殊小型船舶操縦士」の受講者の皆様へ

このたびは(一財)日本船舶職員養成協会が開催する講習会(ユルユルコース)にお申し込みいただきまして、誠にありがとうございます。

受講に際し、下記の書類のご提出のお願いと、注意事項をご確認くださいようお願い申し上げます。

■ 追加書類について

【 同意書 1通 】

| |
|-----|
| 計1通 |
|-----|

※書類提出締切日までに他の書類と一緒にズキマリーナに届くようにご提出下さい。

(実技教習及び実技終了審査に対応するもの。内容をよく読み、署名・捺印をして下さい。

なお、**20歳未満の方は、親権者の同意が必要**です。)

■ 受講に際しての注意事項

・服装 (実技講習及び実技国家試験)

実技講習中(実技国家試験含む)に、水上オートバイから振り落とされることがありますので、水に濡れてもよい服装及び履物を用意して下さい。

水着のみの着用や、裸足、サンダル履き(かかどが固定できるものは可)は不可。

・実技講習(実技国家試験含む)について

- ① 実技講習の使用艇は、3人乗りのシッティング(座る)タイプの水上オートバイです。
- ② 実技(操縦)講習は、受講者1人に対して教員1人が同乗して行います。
- ③ その他詳しいことはオリエンテーション等でご説明します。

■ 免許証の交付時期について

教習を終了し終了審査合格後、試験機関において最終的な合格(身体検査証明書による審査)を経る判定の手続きを必要とするため、**約3～4週間の期間を必要とします。**



部分のご氏名のご記入、ご捺印/捺印をお願いいたします。

※受講者が20歳未満の場合は保護者欄もご記入・捺印をお願いします。

※試験日等を間違えた場合は、訂正印を押して修正して下さい

日本船舶職員養成協会

(特殊小型船舶操縦士実技講習)

特殊小型船舶操縦士第一種教習の実技講習は、水上オートバイにより教員(修了審査員を含む)が後部座席に同乗して行います。しかし、危険回避のため講習員にできることは、緊急エンジン停止コードを引き抜くことだけであり、ハンドル操作やスロットル操作による回避動作をとることはできません。よって、下記の確認事項及び遵守事項を承諾し、同意できる方は、自署による署名・捺印をお願いいたします。なお、同意いただけない方は受講できません。

< 確認事項 >

講習中(修了試験含む)に、万一、傷害、死亡その他の事故等が発生したときにおいて、その事故原因が受講者ご本人の操縦又は過失に起因したものである場合は、指定小型船舶教習所は一切その責任を負いません。

< 遵守事項 >

1. 教員(修了審査員を含む)の指示に従うこと。
2. 無理な操作や無謀な運転をしないこと。
3. 講習中(修了試験を含む)は、常に安全に留意し、慎重に、落ち着いて行動すること。

上記事項に同意し、特殊小型船舶操縦士第一種教習の実技教習を受講します 記入した日付

年 月 日

指定小型船舶教習所

一般財団法人 日本船舶職員養成協会中部 代表理事 殿

教習開始日 予約した講習日
年 月 日 当該教習の開始日

講習地 (スズキマリンにて記載します)

氏 名 自 署 (印)

(20歳未満の方は保護者の署名・捺印をお願いします)

保護者氏名 (印)



指定教習受講の同意書

(特殊小型船舶操縦士実技講習)

特殊小型船舶操縦士第一種教習の実技講習は、水上オートバイにより教員(修了審査員を含む)が後部座席に同乗して行います。しかし、危険回避のため講習員にできることは、緊急エンジン停止コードを引き抜くことだけであり、ハンドル操作やスロットル操作による回避動作をとることはできません。よって、下記の確認事項及び遵守事項を承諾し、同意できる方は、自署による署名・捺印をお願いいたします。なお、同意いただけない方は受講できません。

< 確認事項 >

講習中(修了試験含む)に、万一、傷害、死亡その他の事故等が発生したときにおいて、その事故原因が受講者ご本人の操縦又は過失に起因したものである場合は、指定小型船舶教習所は一切その責任を負いません。

< 遵守事項 >

- 教員(修了審査員を含む)の指示に従うこと。
- 無理な操作や無謀な運転をしないこと。
- 講習中(修了試験を含む)は、常に安全に留意し、慎重に、落ち着いて行動すること。

上記事項に同意し、特殊小型船舶操縦士第一種教習の実技教習を受講します。

年 月 日

指定小型船舶教習所

一般財団法人 日本船舶職員養成協会中部 代表理事 殿

教習開始日 年 月 日 (当該教習の開始日)

講習地

氏名 ⑩

(20歳未満の方は保護者の署名・捺印をお願いします)

保護者氏名 ⑩

捨印